

# 青森県報

号外第十七号

平成十八年  
三月十五日  
(水曜日)

## 目 次

### 条 例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例…………… (農村整備課) …… 一

## 条 例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県条例第一号

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

青森県営土地改良事業分担金等徴収条例(昭和三十六年三月青森県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十七号中「の百分の十五に相当する」を「(事務費を除く。)の百分の十七に相当する額に事務費の百分の十九・二五に相当する額を加えた」に改め、同項に次の一号を加える。

三十 農村振興総合整備事業 事業費の百分の二十五に相当する額

第六条第一項中「及び第二十九号」を「第二十九号及び第三十号」に、「農村振興総合整備事業」を「産地づくり支援水田高度利用促進事業」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭